



議案第八十五号

三朝町山村開発センター設置条例の全部改正について

次のとおり三朝町山村開発センター設置条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例

三朝町山村開発センターの設置条例（昭和四十六年三朝町条例第十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町山村開発センターの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 三朝町の産業、経済の発展及び町民福祉の向上を図る拠点として、三朝町山村開発センター（以下「開発センター」という。）を次のとおり、設置する。

名称	設置場所
三朝町山村開発センター	三朝町大字大瀬九百九十九番の二

(運営審議会)

第三条 開発センターの管理運営について審議するため、町長の諮問機関として、三朝町

山村開発センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十一人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委
嘱する。

- | | |
|------------|----|
| 一 町議会議員 | 三人 |
| 二 農業委員会委員 | 一人 |
| 三 農業協同組合理事 | 一人 |
| 四 森林組合理事 | 一人 |
| 五 学識経験者 | 五人 |

3 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用の許可)

第四条 開発センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第五条 開発センターの使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用を許可するときに徴収する。

(使用料の減免)

第六条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第七条 すでに納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が必要と認める場合は、その全額又は一部を返還することができる。

(使用の制限)

第八条 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、開発センターの入場使用を許可しない。

- 一 公共の秩序若しくは風俗をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- 二 その他不適当と認める者

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、開発センターの管理~~を~~運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

三朝町山村開発センター使用料

項目 室名	基本使用料		追加使用料		冷暖房料	摘要
	昼間	夜間	昼間	夜間		
大集会室	円 2,500	3,000	500	600	使用料 の50%	
中会議室	1,500	1,800	300	400	'	結婚式場を 兼用する
小会議室	300	360	50	60	'	
生活改善実 習室	2,000	2,400	400	500	'	
和室	500	600	100	120	'	

- 1 基本使用料は許可使用時間4時間までの額をいう。
 - ① 昼間料金は午前8時30分から午後5時まで。
 - ② 夜間料金は午後5時から午後10時まで。
- 2 追加使用料は、使用時間を超えて使用した時間1時間の額をいう。
ただし、端数時間は1時間として計算する。
- 3 結婚式場使用料は1回につき1,500円とする。
- 4 農林相談室、保健相談室、青年室、図書室を会議等に使用する場合は小会議室の料金に準ずる。